

平成 26 年 5 月 15 日  
福祉部介護保険課

### 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号、以下「法」という。）第 78 条の 12 および第 115 条の 21 の規定により、下記のとおり指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新を行う。

#### 記

#### 区内指定地域密着型サービス事業者等

区内の指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者について、以下のとおり指定の更新を行う。

なお、法第 23 条等に基づき実地指導を行った結果、運営に関して指定更新に支障となる特段の事項は認められなかった。

#### 【認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指 定 年月日	指定更新年月日
光陽苑	練馬区西大泉 5-21-2	社会福祉法人 泉陽会	10 名	平成 20 年 4 月 1 日	平成 26 年 4 月 1 日 (指定有効期間満了日： 平成 32 年 3 月 31 日)
第二光陽苑	練馬区関町北 5-7-22	社会福祉法人 泉陽会	12 名	平成 20 年 4 月 1 日	平成 26 年 4 月 1 日 (指定有効期間満了日： 平成 32 年 3 月 31 日)
練馬高松園デイ サービスセンター	練馬区高松 2-9-3	社会福祉法人 東京福社会	12 名	平成 20 年 5 月 1 日	平成 26 年 5 月 1 日 (指定有効期間満了日： 平成 32 年 4 月 30 日)